

# 愛知学院大学薬学部動物実験委員会規程

## (設置)

第1条 愛知学院大学薬学部動物実験指針（以下「指針」という。）に基づき、愛知学院大学薬学部（以下「薬学部」という。）に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (任務)

第2条 1. 委員会は、指針の適正な運用に関する必要事項を審議する。  
2. 委員会は、薬学部における動物実験の計画の立案または実施について、指針に基づき、適切な指導・助言等を行う。

## (構成)

第3条 1. 委員会は、次の各項に掲げる委員をもって構成する。  
(1) 薬学部動物実験センター運営委員長  
(2) 薬学部動物実験センターの運営・管理にかかわる教員 2名  
(3) 薬学部動物実験センターを使用していない講座の教員 2名  
2. 委員は、薬学部長が教授会の議を得て委嘱する。

## (任期)

第4条 1. 委員（第3条第1項第1号の委員を除く）の任期は2年とし、再任を妨げない。  
2. 委員に欠員が生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第5条 1. 委員会に委員長をおき、委員長は薬学部動物実験センター運営委員長と動物実験センター管理者を兼任する。  
2. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

## (会議の開催)

第6条 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

## (意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めるときには、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

## (雑則)

第8条 本規程に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は委員会の議を経て委員長が別に定める。

## 附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。